

## 厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

「学則」より

(成績考査)

- 1) 履修した科目の成績は、各学期末等に行われるレポート審査、筆記試験等の評価及び講義の出席時間数、また実習の科目にあっては、実習の出席日時数及びその評価等によって決定する。
- 2) 教育課程表に掲げる各科目の出席時間数が定められた時間数の3分の2（ただし、介護実習、臨床実習については教育課程表に掲げる時間数）に満たない者については、当該科目の履修を認定しない。
- 3) 成績の評価は各科目とも100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 4) 成績の評価が不合格と判定された者には、各学期末等に再試験を実施する。
- 5) 病気その他やむを得ない理由で、各学期末の定期試験を受験できなかった者に対しては追試験を実施する。
- 6) 教育課程の卒業又は修了は、所定の科目を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

「入学・卒業等に関する細則」より

(定義)

- 1) 進級 在籍学年のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数（総授業時間数の5分の4以上、以下同じ）を確保した者が上級の学年に進むことをいう。
- 2) 卒業 在籍学科のすべての教育課程を履修し、かつ履修科目すべてにおいての審査基準を満たし、所定の出席時間数を確保した者がその業を終えることをいう。

(定期試験の受験資格)

定期試験の受験においては、次の各号すべての要件を満たさなければならない。ただし、特別な事情により校長が認めた場合を除く。

- 1) 当該教科目の試験日前までに実施された授業時間数の3分の2以上の出席を満たす者。
- 2) 当該教科目担当教員が受験を認めた者。
- 3) 受験の際に学生証を提示した者。ただし、紛失等により学生証が提示できない者については、定期試験開始の前日までに再発行の手続きを済ませ、学生証に代わる証明書が提示できる者は受験可能とする。
- 4) 定期試験を受験する前までに、授業料等の延納等を校長が認めた場合を除き必要な授業料等が納められている者。

#### (成績の評価)

成績の評価は、次の各号に定める基準により行うものとする。

- 1) 教科目（講義、演習及び実習）の成績は、当該教科目担当教員が教科目試験（講義および演習において行う定期試験、レポート試験等）及び実習成果に必要な応じて日常の修学状況等考慮して行う教科目ごとの総合評価とし、各学期末で実施される履修認定審査の議を経て評定成績とする。ただし、複数の教科目担当教員によって行われる科目の成績については、各担当教員が行う総合評価を平均することを原則とし、各担当教員で互選する責任者のもと協議して評定する総合評価を妨げないものとする。
- 2) 定期試験は、各教科目（実習を除く）とも配点を100点満点とし、60点以上を合格点とし、総合評価の結果60点以上を当該教科目の修得認定基準とする。ただし、日常の修学状況を平常点として評定する場合は、定期試験の配点に加えて100点満点とする。
- 3) 介護福祉学科の介護実習、精神保健福祉学科の精神保健福祉援助実習及び理学療法学科・作業療法学科の臨床実習の採点・評価は、教育課程表に掲げる時間数を満たす者に対して行い、実習指導者評価、及び実習記録ならびに実習報告会ないしは症例発表会における評価を実習成果とした総合評価を評定成績とし、60点以上を合格点ならびに履修認定基準とする。
- 4) 評定成績の表記を、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（60点未満）とすることができる。
- 5) レポート等による成績の評価は、前各号に準ずる。
- 6) 履修期間が前期のみ、または後期のみ実施の教科目については、それぞれの定期試験の採点とともに行う総合評価を当該履修教科目の学年評定成績とする。
- 7) 通年教科目は、各学期末で総合評価をし、各学期末のいずれにおいても履修認定されたことを条件に、各学期末の総合評価の平均点を当該学年の評定成績とする。
- 8) 学年を超えて学習する教科目は、学年ごとに前各号を適用する。
- 9) 総評は、学年ごとに総点数を総教科目数で除した点数とし1点未満を切り上げる。

#### (各学期末における履修認定審査)

- 1) 各学期末において、各教科目の評定成績を審査し、当該学期の全教科目が60点以上であることを確認し、修得したことを認定する会議を設けなければならない。
- 2) 年度の途中であっても、履修認定が得られない場合には、進級不可となることがある。
- 3) 第2項において、校長は履修認定を保留することができる。

#### (その他の試験)

その他の試験として、特別に進級及び卒業に関わる試験を実施する場合、その都度一定の合格基準を設けこの基準に達することができない場合には進級及び卒業が認められないものとする。

(卒業または進級の認定基準)

卒業または進級の認定は、次の各号のすべてを満たした者とする。

- 1) その学年を通じ、校長の定める出席すべき総授業時間数の5分の4以上を出席し、かつ所定の全教科目を受験し、その評価がいずれも履修認定基準に達していること。
- 2) 出席時間数は、出席すべき総授業時間数から、欠課時間数ならびに、遅刻・早退3回をもって欠課1時間と換算する欠課時間数を減じて算出する。
- 3) (その他の試験)で定める試験においても、合格基準に達していること。
- 4) 必要な授業料等が納められていること。

卒業または進級の認定審議において、審査上申されたものを校長が認めた場合においては前項の限りでない。